



令和4年12月13日
総合政策局運輸審議会審理室

「川崎鶴見臨港バス株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業（乗合バス）の上限運賃変更認可申請事案」に関する答申について

運輸審議会は、標記事案について申請どおり認可することが適当である旨、本日、国土交通大臣に対して答申しました。

令和4年10月24日付で国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました標記事案について、審議の結果、申請どおり認可することが適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申しました（事案の内容、答申結果等は別紙のとおりです）。

審議における配付資料及び議事概要は以下のURLで公表します。

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html

○運輸審議会について

運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。当該事案については今後、国土交通大臣が運輸審議会の答申内容等を踏まえて処分を行う見込みです。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 宮田
直通：03-5253-8810

[乗合バスの上限運賃変更認可に関する問合せ先]

自動車局旅客課 佐藤、笠井、橋本
(代表) 03-5253-8111 (内線41204、41233)、(直通) 03-5253-8568

申請者	川崎鶴見臨港バス株式会社
事案の種類	一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可
事案の内容	川崎市内の特定地帯における路線 現行210円均一制運賃を、230円均一制運賃に変更する。
運輸審議会答申	申請どおり認可することが適當

国運審第51号
令和4年12月13日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

運輸審議会会长 堀川 義弘

答 申 書

川崎鶴見臨港バス株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の
運賃の上限変更の認可申請について

令4第5004号

令和4年10月24日付け国自旅第283号をもって諮問された上
記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

川崎鶴見臨港バス株式会社からの申請に係る川崎市内線の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の変更については、次の額を上限として認可することが適当である。

普通旅客運賃に係る均一制運賃の上限を 230 円とする。

理 由

1. 申請者は、川崎市内路線においては、平成 7 年 3 月に運賃改定を行った後、京浜地区沿線企業の工場閉鎖による輸送人員の減少等、経営環境が悪化する時期もあったものの、消費税率改定に伴う税負担の転嫁を図るための運賃改定を令和元年 10 月に行ったほかは、実質的な運賃改定を実施していない。

しかしながら、バス車両の更新や老朽化した営業所施設の改修、深刻な運転士不足による要員確保に伴う人件費の増加、燃料費の価格高騰などによる輸送コストの上昇等に対応するため多額の資金が必要となることから、今後も安全・安心な輸送サービスを維持していくためには運賃改定による収支改善が必要と判断し、認可申請を行ったものである。

2. 国土交通大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業者からの旅客運賃の上限の変更の認可にあたっては、道路運送法第 9 条第 2 項に基づき、当該旅客運賃の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤をえたものを超えないものであることを審査の上、同条第 1 項の認可をするものとされている。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行ったほか、利用者への影響の程度等を確認するため、申請者から意見聴取を行った。その結果は、次のとおりである。なお、本件については公聴会の開催の申出

がなかつたことから、公聴会は開催していない。

平年度（原価計算期間）である令和5年度1年間の運賃算定の基礎となる適正な総括原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）は5, 968百万円、現行の旅客運賃による総収入は5, 275百万円と推定されるので、差引き693百万円の不足を生ずるものと見込まれる。これに対して、旅客運賃の上限を主文のとおり改定した場合、総収入は5, 605百万円と推定されるので、差引き363百万円の不足を生ずるものと見込まれる。なお、国土交通大臣は本件審査にあたり、令和3年12月28日に所管局において見直しを行った人件費の算定方法に基づいて、地域における全産業平均給与額及び総労働時間との比較を行うなど、労働環境改善等の観点も考慮されている。

4. 以上のように、本件申請に係る旅客運賃の上限による総収入は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものである。よって、本件申請は上記2. の認可基準に適合するものとして、道路運送法第9条第1項に基づき、国土交通大臣が本件申請を認可することは適当であると認める。